

再生可能エネルギー発電施設による森林開発抑制に向けた 新たな対策について（新税の検討） 主な論点

- 1 新たな税の導入の必要性について
 - (1) 反対要望の状況等について
 - (2) 規制等による再エネの森林開発抑制の限界について
- 2 みやぎゼロカーボンチャレンジ2050戦略（中間案）との整合性について
- 3 課税による誘導先（促進区域等）について

1 新たな税の導入の必要性について

(1) 反対要望の状況等について

○県内各地で、再エネ施設の建設計画をめぐり反対運動等が行われている。

県に要望書が提出されている事業数（未着工分）

太陽光発電施設	3事業
風力発電施設	9事業
バイオマス	1事業

○今後も数多くの再エネ施設の整備が計画されている

主な再エネ施設の計画（環境影響評価事業数（手続き中））

太陽光発電施設	2件 約90MW
風力発電施設	16件 約1,290MW（約350基）

今後も地域とのトラブルが多く発生することが懸念される

(2) 規制等による再エネの森林開発抑制の限界について

新税の検討に先立ち、規制による再エネの森林開発抑制について、有効な手段がないか検討したところであり、その概要は以下のとおり。

① 目的

- 太陽光や風力発電施設による大規模森林開発計画を巡り、土砂災害や景観、環境への悪影響等を懸念する県民の声は大きく、反対運動が行われるなど、社会問題化している。
- 問題解決に向けて、再エネ導入による森林の大規模開発を抑制するため、規制等による有効な手段がないか検討したもの。

② 規制等による森林開発抑制手法の検討

- 森林を開発し再エネ導入する場合、法令に基づく規制等と自治体独自の条例による手続きが必要となることから、下記の主な制度を検討対象とした。

(1) 検討対象 ①林地開発許可

- ②保安林制度・・・風力発電のみ
- ③太陽光発電施設の設置等に関する条例
- ④環境影響評価

(2) 検討内容 各手続きにおけるこれまでの実績、他都道府県における取組事例等を分析し、森林開発の抑制（適地への誘導）に効果的な手法があるか検討を行った。

③ 検討結果

規制強化による手法の限界

- 地域との共生が困難な事業であっても、**法令に基づく許可基準を満たす場合は許可する必要があり、事業が実施可能となる。**
※保安林の指定解除については、利害関係者の同意が要件であり、市町村等が反対すれば開発できない。
(1基当たり500m²以上の開発を伴う風力発電の場合)
- また、**地域住民の同意の義務化など、条例により過度な規制を行うことは、財産権との関係で困難**である。
※再生可能エネルギー発電施設の適正な導入及び管理のあり方に関する検討会 提言
「住民や自治会など個人の同意を義務として求めるることは、財産権との関係で慎重であるべきである。」
- なお、**環境影響評価は、事業の実施を前提とした手続き**であり、知事意見等により森林開発の抑制を求めても、事業者の姿勢次第では、**森林開発抑制にはつながらない。**
- よって、**県が新たな規制強化による森林開発抑制策を打ち出すことは難しく、また、可能な範囲で規制強化したとしても、有効に機能するとは言い難い。**

参考資料 1

市町村における再生可能エネルギー導入に係る条例等制定状況 条例制定済み：11市町、指導要綱制定済み：1市

市町村	対象	市町村	対象	市町村	対象
石巻市	再エネ全般（10kW以上） (太陽光をエネルギー源とする事業で、建築物の屋根、屋上又は壁面で行う事業や、抑制区域以外の区域において、個人が自己の居住する土地及び隣接する土地で行う50kW未満の事業は除く)	富谷市	再エネ全般（10kW以上） ※抑制区域以外は50kW以上	丸森町	再エネ全般（10kW以上） (抑制区域外及び禁止区域外は50kW以上)
登米市	再エネ全般（10kW以上） ※太陽光を再生可能エネルギー源とする事業で次に該当するものは除く。 (1) 建築物の屋根または屋上で行う事業 (2) 抑制区域以外に設置する発電出力50kW未満の事業	七ヶ宿町	再エネ全般（10kW以上） ※太陽光発電において建築物の屋根又は屋上に設置する者は除く	色麻町	再エネ全般（10kW以上） (抑制区域外は50kW以上)
栗原市	再エネ全般（10kW以上） (太陽光で建築物の屋根又は屋上で行う事業、抑制区域以外に設置する発電出力50kW未満の事業は除く)	村田町	再エネ全般（50kW以上）	加美町	再エネ全般（10kW以上） ただし、太陽光で次に掲げるものは適用外。 (1) 建築物の屋根又は屋上に設置する事業 (2) 個人が自己の所住する土地及び隣接する土地に設置する発電出力50kW未満の事業
大崎市	再エネ全般（10kW以上） ※次に掲げるものを除く (1) 建築物の屋根又は屋上に設置する事業 (2) 個人が自己の居住する土地及び隣接する土地に設置する発電出力50キロワット未満の事業（抑制区域を除く）	川崎町	再エネ（太陽光以外）（10kW以上） 太陽光発電（50kW以上） (太陽光は建築物の屋根又は屋上に設置する事業、抑制区域以外に設置する発電出力50キロワット未満の事業を除く)	白石市 (要綱)	設置区域の面積が5,000平方メートル以上

参考資料 2

豊島区「狭小住戸集合住宅税」(通称「ワンルームマンション税」)

種類	法定外普通税
納税義務者	狭小住戸を有する集合住宅の建築等を行う建築主
課税対象	区内における狭小住戸（1住戸の専用面積が30平方メートル未満のもの）を有する集合住宅の建築等の行為に課税 狭小住戸1戸につき50万円 (収入見込額 300,000千円 (令和3年度予算) ←区HPより)
課税時期	建築等の行為に課税 (1回限り)
使途	普通税のため、税収の使途は明記していない。ただし、「ゆとりある住宅・住環境の実現」を目的とする。

豊島区のホームページより

2 みやぎゼロカーボンチャレンジ2050戦略（中間案）との整合性について

「（仮称）みやぎゼロカーボンチャレンジ2050戦略（中間案）」における再エネ推進の考え方

（1）基本的方向

「脱炭素社会」の実現には、徹底した省エネルギー~~や再生可能エネルギーの最大限導入~~など、あらゆる分野でできる限りの取組を進めることが必要。

（2）目標（2030年度） 温室効果ガス排出量削減：50%削減（2013年度比）

再エネ発電施設の導入容量総量：12.1倍、再エネ導入量：3.2倍（2013年度比）など

（3）関連する施策

施策に「再生可能エネルギー等の利用促進」を掲げ「~~森林の開発等を伴わない、建築物の屋根や屋上を活用した太陽光発電の導入を促進するほか、未利用地を有効に活用した再生可能エネルギーの導入を促進する~~」を位置づけ

（4）重点対策

重点対策として「地域と共生した再生可能エネルギーの導入を促進する新たな取組の検討」を掲げ、「森林の多面的な機能の維持に向け、再エネの適地への誘導策を検討する」こととしている。

課税による再エネ導入目標の達成への影響について

○~~再エネ導入目標で見込んでいるFIT認定未稼働分~~は、森林開発を伴う再エネ施設への反対要望の状況等を踏まえ、着工済みの事業を含め、風力3割、太陽光5割が今後稼働と、限定的な想定で見込んでいたため、目標達成への影響は小さい。

○既存建築物や、耕作放棄地・ため池等の未利用地等における導入拡大や、地球温暖化対策推進法に基づき市町村が設定できることとなった再エネの促進区域制度を活用するなどして、地域と共生した再生可能エネルギーの導入を促進することにより、目標達成は十分可能であると見込んでいる。

新規導入目標を達成するために必要な導入イメージ

※ 規模感を把握するためのイメージ（個別の導入目標ではない）

■太陽光…現状 1,930,000kW + FIT未稼働分 569,672kW + 新規導入 855,929kW = 合計 3,355,601kW

住宅



$$5 \text{ kW}/\text{棟} \times 100,000 \text{ 棟} \\ = \mathbf{500,000 \text{ kW}}$$

[参考]

R3新築着工（持家・分譲で約10,000件）

R3新築着工（集合住宅約7,000件） このうち6割×8年 ⇒ 81,600棟

県内の住宅棟数（62万6千棟）の2% ⇒ 12,520棟

事業所
(工場、商業施設、公共施設等)



$$1,000 \text{ kW}/\text{箇所} \times 200 \text{ 箇所} \\ = \mathbf{200,000 \text{ kW}}$$

遊休地
(農地、ため池含等)



$$500 \text{ kW}/\text{箇所} \times 400 \text{ 箇所} \\ = \mathbf{200,000 \text{ kW}}$$

想定される対応策（素案）

- ・太陽光パネル共同購入支援
- ・既存住宅再エネ導入支援強化
- ・EV、V2H等の需給一体再エネ導入支援
- ・国、市町村支援等の整理による周知強化

想定される対応策（素案）

- ・既存事業所への再エネ導入支援強化
(需給一体型や第三者所有、防災機能強化、エネルギー価格高騰対策等)
- ・太陽光を活用したカーシェア推進
- ・公共施設（公共交通、自治体施設等）への積極導入（国補助制度等の活用含む）

想定される対応策（素案）

- ・未利用地ポテンシャル調査・整理
(例：ため池等水上ソーラー導入可能性調査)
- ・地域資源を活用した再エネ活用支援 等

■バイオマス…現状122,885kW + FIT未稼働分 107,113kW + 新規導入 5,558kW = 合計235,556kW



6か所

【参考】 気仙沼地域エネルギー開発
バイオマスプラント… 800kW

■風力…現状 28,082kW + FIT未稼働分 90,183kW + 新規導入 0kW = 合計 118,265kW

稼働まで長期間を要することから、現時点では未計画の稼働を見込まない



2050年に向け、適地（未利用地、沿岸、海上等）における導入可能性を検討

■水力…現状75,213kW + FIT未稼働分 0kW + 新規導入 400kW = 合計 75,613kW



4か所

【参考】 上追沢沈砂池発電設備（仙台市水道局）… 199kW

■地熱…現状65kW + FIT未稼働分 14,900kW + 新規導入 0kW = 合計 14,965kW



1か所

【参考】 鬼首地熱発電所… 14,900kW (=約900 TJ)
(リプレース中・2023年4月に再開予定)

3 課税による誘導先（促進区域等）

課税による森林以外への誘導先（想定例）

	2030年まで	2050年まで
太陽光発電	<ul style="list-style-type: none">・住宅、事業所（工場、商業施設、公共施等）等・遊休地（農地・ため池・沿岸部など）等・<u>温対法に基づく促進区域等</u>	<ul style="list-style-type: none">・イノベーションによる新たな形での導入・住宅・事業所など・現地リプレース
風力発電	<ul style="list-style-type: none">・<u>温対法に基づく促進区域等</u>	<ul style="list-style-type: none">・沿岸、洋上エリア (現状の課題を解決する新技術の導入によるもの)
バイオマス発電	<ul style="list-style-type: none">・森林以外の農山漁村地域（地域資源活用）・<u>温対法に基づく促進区域等</u>	<ul style="list-style-type: none">・森林以外の農山漁村地域（地域資源活用）

※水力発電および地熱発電については、適地が限定されており、誘導先の想定が難しい

改正地球温暖化対策推進法の概要 地域の脱炭素化について（2）



政府による地球温暖化対策計画の策定

地球温暖化対策の推進に関する基本的方向、温室効果ガスの排出削減等に関する目標、施策の実施目標等

- 省令・ガイドラインでのルール整備、+都道府県・市町村への資料提出・説明の要求

都道府県・市町村による地方公共団体実行計画の策定

○都道府県＝事業推進の方向付け

- 都道府県全体での再エネ利用促進等の施策の実施目標
- 市町村が地域脱炭素化促進事業の促進区域を設定する際の環境配慮の基準

合意形成プロセス※2



住民や関係自治体への意見聴取

地域協議会での協議

許可等権者への協議

○市町村＝円滑な合意形成を図り、個別事業を促進

- 市町村全体での再エネ利用促進等の施策の実施目標
- 地域脱炭素化促進事業の促進区域及び 地域ごとの配慮事項（環境配慮、地域貢献）

事業者による事業計画の申請

認定事業に対する規制制度の特例措置

- 自然公園法・温泉法・廃棄物処理法・農地法・森林法・河川法のワンストップサービス
- 事業計画の立案段階における環境影響評価法の手続（配慮書）を省略

市町村による事業計画の認定

援助※1
(計画策定の促進)



※1 国及び都道府県は、市町村に対し、地方公共団体実行計画の策定及びその円滑かつ確実な実施に関し必要な情報提供、助言その他の援助を行うよう努める（第22条の12）。

※2 住民その他の利害関係者や関係地方公共団体の意見聴取（第21条第10項及び第11項）や、協議会が組織されているときは当該協議会における協議が必要（第21条第12項）。協議会は、関係する行政機関、地方公共団体、地域脱炭素化促進事業を行おうとする者等の事業者、住民等により構成。

出典：環境省HP

16

温対法に基づく促進区域等への誘導

温対法の改正により、「促進区域」の設定による再エネ施設の適地誘導策が導入されていることから、本税においても、市町村が設定できる「促進区域」で実施される事業等を非課税として同区域に再エネを誘導することを検討。

(1) 促進区域で実施される認定事業について

国が進める促進区域への導入を促進するため、温対法に基づき、市町村が定める促進区域で、認定事業として実施される「地域脱炭素化促進事業」は非課税とすることを検討。

(2) 上記に準じる事業について ((1) 以外の非課税事業)

促進区域で行われる認定事業のほかにも、地域の合意が図られているなど、それに準じる事業と市町村が認め、県が認定した場合は、非課税にできるよう、今後検討を進める。

※促進区域の設定が原則となるが、設定が間に合わない場合等を想定。

例：地域の合意形成が図られており、地域の環境の保全のための取組や、地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組を併せて行う事業で、市町村の地球温暖化対策実行計画等に適合する事業